

県立足柄ふれあいの村
新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル

以下、感染疑義者が発生した際の対応方法とその手順について定める。

1. 利用者における感染疑義者発生後の対応

利用者に感染疑義者（発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等、体調が良くない者）が確認された場合、以下の流れに沿って対応する。

(1) 感染疑義者の隔離

- 当該者は、所長室へ移動して頂く。この際、付き添いが必要な場合には、マスク、手袋、フェイスガード、使い捨て雨合羽等を着用し、出来る限りの感染予防対策を行う。
なお、所長室への入室は管理棟内を通らず、窓から出入りを行う事とする。また、所長室内にベッド及び簡易トイレ等必要な物品を設置し、感染疑義者はこれを使用することとする。
- 夜間の場合、利用者から連絡を受けた後、宿直員が上記感染予防対策を行った上で、所長室の窓を開け受入準備を整える。
- 職員も可能な限りの感染予防対策をした上で、付き添い及び本人から症状の詳細、施設内での行動歴を確認し、記録する。
- 夜間の場合、宿直員が対応を行う。

(2) 関係機関への報告

- 利用者やご本人からの要望があれば、施設から関係機関へ連絡をし、必要な情報提供を行うとともに、その指示を受ける。なお、呼吸困難や動けないなど緊急性の高いと判断される症状を発症している場合には、119による救急の要請を行う。
- 夜間の場合、宿直員が対応を行う。

■「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」

※音声案内ガイダンスが流れますので、「1」を選択してください。

[0570-056774](tel:0570-056774) (24時間無休)

※一部のIP電話などで上記番号につながらない場合

[045-285-0536](tel:045-285-0536)

 新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル ゼロコロナなし 0570-056774 一部のIP電話など 上記番号につながらない場合 045-285-0536 1 無休 (24時間) 9 8 7 2 3 4 平日 (9:00~17:00)	音 声 案 内	1	発熱や咳などの症状のある方、感染の不安のある方、健康・医療に関すること、診療可能な医療機関のご案内、COCOA・濃厚接触者に関すること など
		9	協力金 (第3弾・第6弾・第7弾・第8弾)に関すること
		8	協力金 (第4弾) に関すること
		7	協力金 (第5弾) に関すること
		2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営業時間短縮要請に関すること ■ 大規模イベント開催の事前相談に関すること
		3	経営相談に関すること
		4	<ul style="list-style-type: none"> ■ LINEコロナお知らせシステム ■ その他

(3) 感染疑義者の退去

- 行動歴等の聞き取り、関係機関からの指示を受けた後は、当該者が所属する利用団体と協議・調整の上、感染疑義者の方には速やかに退村していただく。
- 退去後に医療機関の受診やPCR検査等をする場合は、その結果を報告するよう伝える。
- 退去後は、感染疑義者の行動歴を基に、接触した場所や、飛沫が付着した可能性のある場所等を入念に消毒する。
 ※夜間に於いて退村が難しい場合は、隔離部屋内での宿泊を可とするが、使用する寝具の処分やその他の費用の請求の可能性について了承を頂く。

(4) その他

- 隔離対応等で使用したマスク、手袋などは、2重以上の袋に入れなるべく空気を抜き、袋の外側をアルコール消毒し、袋の外装にそれと分かるように表示をして捨てる。

附記

本マニュアルは令和3年5月1日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。